

Pep Up データに関する個人情報の共同利用の公表について

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供②合併等に伴う提供③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。横河電機健康保険組合（以下「当組合」という。）では、保健事業として Pep Up を活用し、当組合の事業主（以下「事業主」という。）との連携（コラボヘルス）により、効率的かつ効果的な健康増進及び健康経営を推進するため、Pep Up データを共同利用します。したがって、個人情報保護法第 27 条第 5 項第 3 号規定に基づき、共同利用について次のように公表いたします。

※共同利用は、当組合と覚書締結した事業主に限ります。

1. データを共同利用する者の利用目的について

当組合と事業主の健康課題解決に向けた適切なアプローチを実施し、健康経営の推進及び被保険者の健康管理・維持・増進を図ることを目的とする。

2. 共同利用するデータ項目について

- (1) 登録状況
- (2) ウォーキングラリーデータ
- (3) 日々の記録データ
- (4) 健康年齢

※共同利用する項目は、事業主によって異なる場合があります。

3. データを共同利用する者の範囲について

当組合 及び 事業主

4. データの管理責任者名について

当組合 及び 事業主

以上